

公の施設の指定管理者制度の 導入状況に関する調査結果

平成 1 9 年 1 月

総務省自治行政局行政課

はじめに

地方自治法第244条に規定される公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されているところですが、この度、平成18年9月1日を以て平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了することから、制度移行後の指定管理者制度の導入状況等を調べたものであり、今般その調査結果を取りまとめたところです。

各地方公共団体におかれては、指定管理者制度が導入されて以来、その積極的な活用が図られているところですが、今回の調査結果が、今後、指定管理者制度の導入を検討していく地方公共団体において参考となれば幸いです。

最後に、本調査の実施に当たっては、各都道府県、各指定都市及び各市区町村に調査の依頼をしたところであり、関係各位のひとかたならぬ御協力をいただき、感謝を申し上げます。

平成19年1月

総務省自治行政局行政課

目 次

表 1	都道府県別の指定管理者制度導入施設数	……	1
表 2	指定管理者制度導入施設の状況	……	3
表 3	指定管理者の選定手続別状況	……	5
表 4	指定管理者制度導入施設の従前の管理状況	……	7
表 5	指定管理者制度導入施設の従前の管理受託者の種別	……	7
表 6	従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数	……	7
表 7	指定管理者の選定基準の事前公表状況	……	8
表 8	指定管理者の選定手続の事前公表状況	……	8
表 9	指定管理者の選定理由の公表状況	……	8
表 10	指定管理者制度導入施設の指定期間別状況	……	9
表 11	指定管理者における利用料金制の採用状況	……	9

(注)

○本調査は、平成18年9月2日現在での指定管理者の導入状況について調査を行ったものである。

○今回の調査では、地方自治法第244条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している公の施設(学校・河川・道路を除く)を調査対象としている。

○公営住宅の施設数については、1団地1施設として計上している。

○指定管理者となった団体の種別の例は、以下のとおり。(表2に対応)

3 公共団体

地方公共団体、土地改良区 など

4 公共的団体

社会福祉法人、農業共同組合、森林組合、赤十字社、自治会、町内会 など

6 1～5以外の団体

企業体、学校法人、医療法人 など

○公の施設の内容の例は、以下のとおり。(表2、表3に対応)

1 レクリエーション・スポーツ施設

競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、スポーツセンター

2 産業振興施設

展示場施設、見本市施設、開放型研究施設、産業交流センター、農産物直売所、観光案内施設

3 基盤施設

駐車場、駐輪場、公園、公営住宅、水道施設、下水終末処理場

4 文化施設

県民ホール、市民会館、文化会館、博物館、美術館、図書館、男女共同参画センター、コミュニティーセンター、芸術劇場

5 社会福祉施設

病院、保育所、老人福祉センター、障害者自立支援センター、リハビリテーションセンター
総合福祉センター、児童館

○今回の調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

表1 都道府県別の指定管理者制度導入施設数

(単位:施設)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
北海道	206	373	3,921	4,500
青森県	64	0	1,488	1,552
岩手県	97	0	1,177	1,274
宮城県	181	309	940	1,430
秋田県	87	0	894	981
山形県	136	0	729	865
福島県	86	0	1,243	1,329
茨城県	222	0	675	897
栃木県	50	0	683	733
群馬県	53	0	709	762
埼玉県	62	228	1,130	1,420
千葉県	62	108	1,718	1,888
東京都	1,833	0	2,470	4,303
神奈川県	328	986	884	2,198
新潟県	33	0	1,442	1,475
富山県	90	0	753	843
石川県	118	0	1,345	1,463
福井県	32	0	571	603
山梨県	61	0	419	480
長野県	96	0	1,677	1,773
岐阜県	46	0	1,408	1,454
静岡県	38	179	867	1,084
愛知県	405	405	1,803	2,613
三重県	88	0	795	883
滋賀県	79	0	726	805
京都府	31	332	759	1,122
大阪府	88	334	624	1,046
兵庫県	592	646	1,978	3,216
奈良県	15	0	792	807
和歌山県	46	0	371	417
鳥取県	31	0	635	666
島根県	115	0	1,115	1,230
岡山県	102	0	1,594	1,696
広島県	154	584	1,685	2,423
山口県	176	0	693	869
徳島県	34	0	504	538
香川県	82	0	273	355
愛媛県	26	0	449	475
高知県	35	0	627	662
福岡県	271	1,056	1,120	2,447
佐賀県	116	0	265	381
長崎県	126	0	738	864
熊本県	83	0	821	904
大分県	138	0	741	879
宮崎県	63	0	701	764
鹿児島県	55	0	1,184	1,239
沖縄県	151	0	806	957
合計	7,083	5,540	48,942	61,565

(単位:施設、%)

区分	都道府県別の指定管理者制度導入施設数(①)			公営住宅を除いた場合(②)		
	公の施設数(A)	導入数(B)	導入率(C) (B/A%)	公の施設数(A')	導入数(B')	導入率(C') (B'/A'%)
北海道	344	206	59.9%	104	37	35.6%
青森県	95	64	67.4%	60	31	51.7%
岩手県	160	97	60.6%	109	46	42.2%
宮城県	213	181	85.0%	111	79	71.2%
秋田県	132	87	65.9%	106	71	67.0%
山形県	182	136	74.7%	103	57	55.3%
福島県	251	86	34.3%	151	51	33.8%
茨城県	264	222	84.1%	102	60	58.8%
栃木県	157	50	31.8%	84	41	48.8%
群馬県	210	53	25.2%	104	53	51.0%
埼玉県	406	62	15.3%	119	62	52.1%
千葉県	269	62	23.0%	123	62	50.4%
東京都	1,967	1,833	93.2%	415	287	69.2%
神奈川県	382	328	85.9%	157	103	65.6%
新潟県	235	33	14.0%	141	33	23.4%
富山県	162	90	55.6%	136	64	47.1%
石川県	157	118	75.2%	103	64	62.1%
福井県	81	32	39.5%	63	32	50.8%
山梨県	186	61	32.8%	91	61	67.0%
長野県	236	96	40.7%	76	29	38.2%
岐阜県	88	46	52.3%	75	46	61.3%
静岡県	219	38	17.4%	104	38	36.5%
愛知県	417	405	97.1%	114	102	89.5%
三重県	143	88	61.5%	77	22	28.6%
滋賀県	147	79	53.7%	101	79	78.2%
京都府	208	31	14.9%	56	31	55.4%
大阪府	466	88	18.9%	105	88	83.8%
兵庫県	701	592	84.5%	218	109	50.0%
奈良県	101	15	14.9%	56	15	26.8%
和歌山県	99	46	46.5%	84	46	54.8%
鳥取県	188	31	16.5%	66	31	47.0%
島根県	258	115	44.6%	164	25	15.2%
岡山県	146	102	69.9%	108	64	59.3%
広島県	187	154	82.4%	74	41	55.4%
山口県	224	176	78.6%	102	54	52.9%
徳島県	116	34	29.3%	70	34	48.6%
香川県	123	82	66.7%	93	52	55.9%
愛媛県	135	26	19.3%	86	26	30.2%
高知県	173	35	20.2%	110	35	31.8%
福岡県	335	271	80.9%	103	39	37.9%
佐賀県	178	116	65.2%	106	44	41.5%
長崎県	286	126	44.1%	203	43	21.2%
熊本県	137	83	60.6%	100	46	46.0%
大分県	158	138	87.3%	53	33	62.3%
宮崎県	245	63	25.7%	129	32	24.8%
鹿児島県	250	55	22.0%	103	35	34.0%
沖縄県	156	151	96.8%	26	21	80.8%
合計	11,973	7,083	59.2%	5,144	2,554	49.7%

注)②は、公営住宅法に基づく公営住宅の施設数を、公の施設数(A)、導入数(B)から除いたもの。

本表は、都道府県分についてのみの数値である(指定都市及び市区町村については対象外。)

表2 指定管理者制度導入施設の状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社(A)(A/G%)	2 財団法人・社団法人(B)(B/G%)	3 公共団体(C)(C/G%)	4 公共的団体(D)(D/G%)	5 NPO法人(E)(E/G%)	6 1~5以外の団体(F)(F/G%)	合計	
							導入数(G)<G/H%>	公の施設数(H)
1 レクリエーション・スポーツ施設	79 (15.3%)	223 (43.2%)	109 (21.1%)	35 (6.8%)	8 (1.6%)	62 (12.0%)	516 < 86.9% >	594
2 産業振興施設	35 (15.5%)	144 (63.7%)	17 (7.5%)	12 (5.3%)	4 (1.8%)	14 (6.2%)	226 < 41.9% >	539
3 基盤施設	169 (3.1%)	4,784 (87.9%)	88 (1.6%)	67 (1.2%)	27 (0.5%)	310 (5.7%)	5,445 < 62.2% >	8,749
4 文化施設	25 (5.4%)	301 (65.4%)	39 (8.5%)	23 (5.0%)	21 (4.6%)	51 (11.1%)	460 < 41.2% >	1,116
5 社会福祉施設	10 (2.3%)	72 (16.5%)	7 (1.6%)	337 (77.3%)	3 (0.7%)	7 (1.6%)	436 < 44.7% >	975
合計	318 (4.5%)	5,524 (78.0%)	260 (3.7%)	474 (6.7%)	63 (0.9%)	444 (6.3%)	7,083 < 59.2% >	11,973

3

2 指定都市

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1~5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	123 (18.1%)	405 (59.6%)	0 (0.0%)	49 (7.2%)	16 (2.4%)	86 (12.7%)	679 (100.0%)
2 産業振興施設	14 (17.1%)	50 (61.0%)	0 (0.0%)	11 (13.4%)	0 (0.0%)	7 (8.5%)	82 (100.0%)
3 基盤施設	232 (9.9%)	1,709 (73.1%)	0 (0.0%)	279 (11.9%)	5 (0.2%)	114 (4.9%)	2,339 (100.0%)
4 文化施設	49 (6.9%)	465 (65.0%)	0 (0.0%)	135 (18.9%)	32 (4.5%)	34 (4.8%)	715 (100.0%)
5 社会福祉施設	8 (0.5%)	320 (18.6%)	0 (0.0%)	1,355 (78.6%)	16 (0.9%)	26 (1.5%)	1,725 (100.0%)
合計	426 (7.7%)	2,949 (53.2%)	0 (0.0%)	1,829 (33.0%)	69 (1.2%)	267 (4.8%)	5,540 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,669 (26.3%)	4,485 (44.3%)	13 (0.1%)	2,031 (20.0%)	336 (3.3%)	601 (5.9%)	10,135 (100.0%)
2 産業振興施設	1,258 (21.7%)	808 (14.0%)	10 (0.2%)	3,090 (53.4%)	103 (1.8%)	519 (9.0%)	5,788 (100.0%)
3 基盤施設	1,361 (12.4%)	5,967 (54.2%)	4 (0.0%)	2,569 (23.3%)	81 (0.7%)	1,032 (9.4%)	11,014 (100.0%)
4 文化施設	496 (4.1%)	1,619 (13.4%)	10 (0.1%)	9,468 (78.3%)	197 (1.6%)	295 (2.4%)	12,085 (100.0%)
5 社会福祉施設	234 (2.4%)	912 (9.2%)	34 (0.3%)	8,257 (83.2%)	194 (2.0%)	289 (2.9%)	9,920 (100.0%)
合計	6,018 (12.3%)	13,791 (28.2%)	71 (0.1%)	25,415 (51.9%)	911 (1.9%)	2,736 (5.6%)	48,942 (100.0%)

4

4 全体

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,871 (25.3%)	5,113 (45.1%)	122 (1.1%)	2,115 (18.7%)	360 (3.2%)	749 (6.6%)	11,330 (100.0%)
2 産業振興施設	1,307 (21.4%)	1,002 (16.4%)	27 (0.4%)	3,113 (51.1%)	107 (1.8%)	540 (8.9%)	6,096 (100.0%)
3 基盤施設	1,762 (9.4%)	12,460 (66.3%)	92 (0.5%)	2,915 (15.5%)	113 (0.6%)	1,456 (7.7%)	18,798 (100.0%)
4 文化施設	570 (4.3%)	2,385 (18.0%)	49 (0.4%)	9,626 (72.6%)	250 (1.9%)	380 (2.9%)	13,260 (100.0%)
5 社会福祉施設	252 (2.1%)	1,304 (10.8%)	41 (0.3%)	9,949 (82.4%)	213 (1.8%)	322 (2.7%)	12,081 (100.0%)
合計	6,762 (11.0%)	22,264 (36.2%)	331 (0.5%)	27,718 (45.0%)	1,043 (1.7%)	3,447 (5.6%)	61,565 (100.0%)

表3 指定管理者の選定手続別状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	186	103	37	326 (63.2%)	162	28	516 (100.0%)
2 産業振興施設	76	62	12	150 (66.4%)	69	7	226 (100.0%)
3 基盤施設	1,645	535	476	2,656 (48.8%)	2,758	31	5,445 (100.0%)
4 文化施設	197	50	34	281 (61.1%)	151	28	460 (100.0%)
5 社会福祉施設	114	62	36	212 (48.6%)	213	11	436 (100.0%)
合計	2,218	812	595	3,625 (51.2%)	3,353	105	7,083 (100.0%)

57

2 指定都市

(単位:施設、%)

	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	416	98	20	534 (78.6%)	126	19	679 (100.0%)
2 産業振興施設	48	7	7	62 (75.6%)	15	5	82 (100.0%)
3 基盤施設	698	231	36	965 (41.3%)	899	475	2,339 (100.0%)
4 文化施設	232	172	17	421 (58.9%)	277	17	715 (100.0%)
5 社会福祉施設	444	117	161	722 (41.9%)	953	50	1,725 (100.0%)
合計	1,838	625	241	2,704 (48.8%)	2,270	566	5,540 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	811	2,066	507	3,384 (33.4%)	5,528	1,223	10,135 (100.0%)
2 産業振興施設	174	731	175	1,080 (18.7%)	3,856	852	5,788 (100.0%)
3 基盤施設	1,330	1,885	321	3,536 (32.1%)	6,711	767	11,014 (100.0%)
4 文化施設	347	984	188	1,519 (12.6%)	9,302	1,264	12,085 (100.0%)
5 社会福祉施設	530	1,145	390	2,065 (20.8%)	6,889	966	9,920 (100.0%)
合計	3,192	6,811	1,581	11,584 (23.7%)	32,286	5,072	48,942 (100.0%)

9

4 全体

(単位:施設、%)

	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	1,413	2,267	564	4,244 (37.5%)	5,816	1,270	11,330 (100.0%)
2 産業振興施設	298	800	194	1,292 (21.2%)	3,940	864	6,096 (100.0%)
3 基盤施設	3,673	2,651	833	7,157 (38.1%)	10,368	1,273	18,798 (100.0%)
4 文化施設	776	1,206	239	2,221 (16.7%)	9,730	1,309	13,260 (100.0%)
5 社会福祉施設	1,088	1,324	587	2,999 (24.8%)	8,055	1,027	12,081 (100.0%)
合計	7,248	8,248	2,417	17,913 (29.1%)	37,909	5,743	61,565 (100.0%)

表4 指定管理者導入施設の従前の管理状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 管理委託制度による管理	6,769 (95.6%)	5,033 (90.8%)	41,619 (85.0%)	53,421 (86.8%)
2 直営	250 (3.5%)	321 (5.8%)	6,182 (12.6%)	6,753 (11.0%)
3 施設の新設	64 (0.9%)	186 (3.4%)	1,141 (2.3%)	1,391 (2.3%)
合計	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

表5 指定管理者制度導入施設の従前の管理受託者の種別

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 公共団体	334 (4.9%)	0 (0.0%)	293 (0.7%)	627 (1.2%)
2 公共的団体	1,882 (27.8%)	1,817 (36.1%)	25,683 (61.7%)	29,382 (55.0%)
3 改正前の地方自治法施行令第173条の3第1号に規定する法人	4,420 (65.3%)	3,141 (62.4%)	14,994 (36.0%)	22,555 (42.2%)
4 改正前の地方自治法施行規則第17条第1号に規定する法人	20 (0.3%)	9 (0.2%)	202 (0.5%)	231 (0.4%)
5 改正前の地方自治法施行規則第17条第2号に規定する法人	113 (1.7%)	66 (1.3%)	447 (1.1%)	626 (1.2%)
合計	6,769 (100.0%)	5,033 (100.0%)	41,619 (100.0%)	53,421 (100.0%)

表6 従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数(A) (A/C%)	5,981 (84.4%)	4,188 (75.6%)	37,832 (77.3%)	48,001 (78.0%)
うち従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定(B) (B/C%)	3,353 (47.3%)	2,270 (41.0%)	32,286 (66.0%)	37,909 (61.6%)
指定管理者制度導入施設数(C)	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

※ 「従前の管理委託者を公募の方法によることなく選定」欄は、表3「指定管理者の選定手続別状況」中、「4 従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定」を再掲。

表7 指定管理者の選定基準の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	6,866 (96.9%)	4,659 (84.1%)	20,956 (42.8%)	32,481 (52.8%)
2 事前公表していない	217 (3.1%)	881 (15.9%)	27,986 (57.2%)	29,084 (47.2%)
合計	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

表8 指定管理者の選定手続の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	5,252 (74.1%)	4,004 (72.3%)	19,339 (39.5%)	28,595 (46.4%)
2 事前公表していない	1,831 (25.9%)	1,536 (27.7%)	29,603 (60.5%)	32,970 (53.6%)
合計	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

表9 指定管理者の選定理由の公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 公表している	6,712 (94.8%)	4,142 (74.8%)	17,128 (35.0%)	27,982 (45.5%)
2 公表していない	371 (5.2%)	1,398 (25.2%)	31,814 (65.0%)	33,583 (54.5%)
合計	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

表10 指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1年	176 (2.5%)	118 (2.1%)	1,923 (3.9%)	2,217 (3.6%)
2年	72 (1.0%)	247 (4.5%)	2,379 (4.9%)	2,698 (4.4%)
3年	5,265 (74.3%)	1,683 (30.4%)	22,191 (45.3%)	29,139 (47.3%)
4年	358 (5.1%)	2,286 (41.3%)	3,037 (6.2%)	5,681 (9.2%)
5年	1,154 (16.3%)	1,190 (21.5%)	15,469 (31.6%)	17,813 (28.9%)
6年	1 (0.0%)	9 (0.2%)	268 (0.5%)	278 (0.5%)
7年	10 (0.1%)	0 (0.0%)	88 (0.2%)	98 (0.2%)
8年	2 (0.0%)	1 (0.0%)	52 (0.1%)	55 (0.1%)
9年	2 (0.0%)	1 (0.0%)	96 (0.2%)	99 (0.2%)
10年以上	43 (0.6%)	5 (0.1%)	3,439 (7.0%)	3,487 (5.7%)
合計	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

表11 指定管理者における利用料金制の採用状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
利用料金制を採用 (一部利用料金制も含む。)	1,497 (21.1%)	1,276 (23.0%)	26,098 (53.3%)	28,871 (46.9%)
指定管理者導入施設数	7,083 (100.0%)	5,540 (100.0%)	48,942 (100.0%)	61,565 (100.0%)

『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』の概要

公の施設の指定管理者制度は、公の施設の管理について、それまで地方公共団体の出資法人や公共的団体等のみが受託可能であったのが、民間企業等も含めて指定を受けることが可能となったものです（別添参考資料）。この制度は、平成15年9月2日から施行され、平成18年9月1日をもって経過措置期間が終了したところです。本調査は、経過措置期間の終了時点における各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況を調査したものです。

1 調査時点

平成18年9月2日現在

2 調査対象団体

都道府県・指定都市・市区町村

3 調査結果のポイント

1. 指定管理者制度が導入されている施設の数
61,565施設

都道府県	7,083施設
指定都市	5,540施設
市区町村	48,942施設
合計	61,565施設

2. 全国の11,252施設で民間企業等が指定管理者に（約2割）

都道府県	825施設（11.6%）
指定都市	762施設（13.8%）
市区町村	9,665施設（19.8%）
合計	11,252施設（18.3%）

・「民間企業等」の内訳は、株式会社・有限会社11.0%、NPO法人1.7%、その他（※）5.6%
※「その他」の内訳は、企業体、医療法人、学校法人等

3. 都道府県、指定都市の施設の約5割が、市区町村の約2割が公募により指定管理者を選定

都道府県	51.2%
指定都市	48.8%
市区町村	23.7%
合計	29.1%

表1 指定管理者制度導入施設の状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社(A)(A/G%)	2 財団法人・社団法人(B)(B/G%)	3 公共団体(C)(C/G%)	4 公共的団体(D)(D/G%)	5 NPO法人(E)(E/G%)	6 1~5以外の団体(F)(F/G%)	合計	
							導入数(G)<G/H%>	公の施設数(H)
1 レクリエーション・スポーツ施設	79 (15.3%)	223 (43.2%)	109 (21.1%)	35 (6.8%)	8 (1.6%)	62 (12.0%)	516 (86.9%)	594
2 産業振興施設	35 (15.5%)	144 (63.7%)	17 (7.5%)	12 (5.3%)	4 (1.8%)	14 (6.2%)	226 (41.9%)	539
3 基盤施設	169 (3.1%)	4,784 (87.9%)	88 (1.6%)	67 (1.2%)	27 (0.5%)	310 (5.7%)	5,445 (62.2%)	8,749
4 文化施設	25 (5.4%)	301 (65.4%)	39 (8.5%)	23 (5.0%)	21 (4.6%)	51 (11.1%)	460 (41.2%)	1,116
5 社会福祉施設	10 (2.3%)	72 (16.5%)	7 (1.6%)	337 (77.3%)	3 (0.7%)	7 (1.6%)	436 (44.7%)	975
合計	318 (4.5%)	5,524 (78.0%)	260 (3.7%)	474 (6.7%)	63 (0.9%)	444 (6.3%)	7,083 (59.2%)	11,973

2 指定都市

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1~5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	123 (18.1%)	405 (59.6%)	0 (0.0%)	49 (7.2%)	16 (2.4%)	86 (12.7%)	679 (100.0%)
2 産業振興施設	14 (17.1%)	50 (61.0%)	0 (0.0%)	11 (13.4%)	0 (0.0%)	7 (8.5%)	82 (100.0%)
3 基盤施設	232 (9.9%)	1,709 (73.1%)	0 (0.0%)	279 (11.9%)	5 (0.2%)	114 (4.9%)	2,339 (100.0%)
4 文化施設	49 (6.9%)	465 (65.0%)	0 (0.0%)	135 (18.9%)	32 (4.5%)	34 (4.8%)	715 (100.0%)
5 社会福祉施設	8 (0.5%)	320 (18.6%)	0 (0.0%)	1,355 (78.6%)	16 (0.9%)	26 (1.5%)	1,725 (100.0%)
合計	426 (7.7%)	2,949 (53.2%)	0 (0.0%)	1,829 (33.0%)	69 (1.2%)	267 (4.8%)	5,540 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,669 (26.3%)	4,485 (44.3%)	13 (0.1%)	2,031 (20.0%)	336 (3.3%)	601 (5.9%)	10,135 (100.0%)
2 産業振興施設	1,258 (21.7%)	808 (14.0%)	10 (0.2%)	3,090 (53.4%)	103 (1.8%)	519 (9.0%)	5,788 (100.0%)
3 基盤施設	1,361 (12.4%)	5,967 (54.2%)	4 (0.0%)	2,569 (23.3%)	81 (0.7%)	1,032 (9.4%)	11,014 (100.0%)
4 文化施設	496 (4.1%)	1,619 (13.4%)	10 (0.1%)	9,468 (78.3%)	197 (1.6%)	295 (2.4%)	12,085 (100.0%)
5 社会福祉施設	234 (2.4%)	912 (9.2%)	34 (0.3%)	8,257 (83.2%)	194 (2.0%)	289 (2.9%)	9,920 (100.0%)
合計	6,018 (12.3%)	13,791 (28.2%)	71 (0.1%)	25,415 (51.9%)	911 (1.9%)	2,736 (5.6%)	48,942 (100.0%)

4 全体

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,871 (25.3%)	5,113 (45.1%)	122 (1.1%)	2,115 (18.7%)	360 (3.2%)	749 (6.6%)	11,330 (100.0%)
2 産業振興施設	1,307 (21.4%)	1,002 (16.4%)	27 (0.4%)	3,113 (51.1%)	107 (1.8%)	540 (8.9%)	6,096 (100.0%)
3 基盤施設	1,762 (9.4%)	12,460 (66.3%)	92 (0.5%)	2,915 (15.5%)	113 (0.6%)	1,456 (7.7%)	18,798 (100.0%)
4 文化施設	570 (4.3%)	2,385 (18.0%)	49 (0.4%)	9,626 (72.6%)	250 (1.9%)	380 (2.9%)	13,260 (100.0%)
5 社会福祉施設	252 (2.1%)	1,304 (10.8%)	41 (0.3%)	9,949 (82.4%)	213 (1.8%)	322 (2.7%)	12,081 (100.0%)
合計	6,762 (11.0%)	22,264 (36.2%)	331 (0.5%)	27,718 (45.0%)	1,043 (1.7%)	3,447 (5.6%)	61,565 (100.0%)

表2 指定管理者の選定手続別状況

(単位:施設、%)

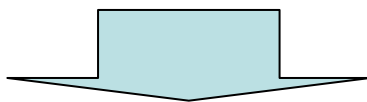
	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理委託者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
都道府県	2,218	812	595	3,625 (51.2%)	3,353	105	7,083 (100.0%)
指定都市	1,838	625	241	2,704 (48.8%)	2,270	566	5,540 (100.0%)
市区町村	3,192	6,811	1,581	11,584 (23.7%)	32,286	5,072	48,942 (100.0%)
合計	7,248	8,248	2,417	17,913 (29.1%)	37,909	5,743	61,565 (100.0%)

公の施設の指定管理者制度について

①改正の内容(地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により制度化)

(改正前)

- 公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定
- 管理委託→使用許可は含まず



(改正後)

- 公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず
- 指定管理者の指定→使用許可を含む

②指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、出資法人とイコールフットイングで参入することができるようにする。

具体的には、

- (1) 施設管理における費用対効果の向上
- (2) 管理主体の選定手続きの透明化(施行通知では「複数の申請者に事業計画書を提出させること…が望ましい」としている。)
- (3) 出資法人(外郭団体)の経営の効率化
- (4) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上

③経過措置

平成18年9月1日までに全ての公の施設について、直営か指定管理者への移行を選択